

三瀬トンネル、巖木多久道路及び東脊振トンネルの料金に係る障害者割引措置を次のとおり変更し、令和5年3月27日から施行する。

令和5年3月17日

佐賀県道路公社理事長 坂 本 洋 介

三瀬トンネル、巖木多久道路及び東脊振トンネルの料金に係る障害者割引については、以下のとおりとする。

#### イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村又は特別区が設置したものに限る。）、当該事務所を設置していない町村又は高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、全国の高速道路株式会社及び地方道路公社が定める「有料道路における障害者割引措置実施要領」（以下「要領」という。）で定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

- (イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領で定めるもの
- (ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児

発第 725 号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき要領で定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、要領で定めるもの

また、上記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、要領で定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ 割引率

割引率は 50 パーセント以下とする。

ハ 実施期日

令和 5 年 3 月 27 日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。